

①：講演会の企画

A：基調講演

クイズ	間違えるとこんなことに・・・	クイズの解説
講演の題名は、他人が勝手に変えてしまっているのでしょうか？ ○ 1. 題名も講演の内容と一体なので、事前に許諾を得るのがマナー × 2. 題名と内容は別だから勝手に変えてもよい	講演するB先生から苦情 「どうして勝手に題名を変えてしまったんだ！事情はわかったけれど、一言説明してくれれば考えなおしたのに。。。」	講演の題名そのものが著作物となるケースはまれですが、著作物である講演の内容を集約して表現した、講演者にとって重要なものです。そのため、講演者には、自分の講演の内容とともに、題名を自分の意に反して変更等されない権利があります。よって、講演の主催者といえども、題名を無断で変更してチラシに載せたりしてはいけません。

発問例	発問に対する解答例	対象
講演の題名は変えずに、会場に掲示する看板の題名の一部を大きくして強調したり、語句の順序を並べ替えたりしても問題ありませんか？	講演する人の意に反する可能性があるので、無断ではしないほうがよいでしょう。	高校向け 発展版
会場に掲示する看板などの題名の横に、主催者名など他の情報を入れるのは可能ですか？	講演内容には影響が無く、参加者にとって分かりやすい情報ですので、入れてもよいでしょう。	中学・高校向け

①：講演会の企画

B：パネルディスカッション

クイズ	間違えるとこんなことに・・・	クイズの解説
写真撮影に関して、参加者の学生たちには許諾を得なくてもいいのでしょうか？ × 1. 有名人ではないので、許諾を得る必要はない ○ 2. 写真に写る参加者たちには、許諾を得なければならない	参加者の学生から問い合わせ「勝手に写真撮影をしていた子がいるけれど、いいのですか？何に載るのか教えてもらいたいです。」	自分の姿を写真に写されたり、自分が写っている写真を無断で利用されない権利は「肖像権」と言われています。肖像権は、有名人だけのものではなく、誰にでも認められているものです。よって、パネルディスカッションに参加する学生には、事前に写真撮影をすることと、撮影した写真の使いみちについて同意を得ておく必要があります。

発問例	発問に対する解答例	対象
講演録をホームページに発表するときに、参加者から発せられた質問は載せてもいいですか？	参加者からの質問は質問した人の”考え方”であって著作物ではないですが、いずれにせよ、参加者には質問内容も含めて、講演会の様子がホームページで公表されることを事前に伝えたい方がよいでしょう。	高校向け 発展版
承諾を得て撮影した写真をブログに載せるときの注意点は何か？	撮影することと、それをブログなどにアップロードすることでは意味合いが異なります。したがって、ブログなどに掲載したいときは、写真の掲載の許諾が必要です。	中学・高校向け 発展版

②：資料の確認

A：小説や論文が使われている

クイズ	間違えるとこんなことに・・・	クイズの解説
自分の文章の中に、自分以外の人の文章を、その人の許諾を得ずに利用してもいいのでしょうか？ ○ 1. 自分の論説を補強するための利用であれば、 著作者の許諾なく利用できる × 2. 自分の論説の内容に関わらず、少しだけなら 著作者の許諾なく利用できる	利用した論文の著者である教授から連絡 「私の論文が講演会の資料に利用されていますけれど、いかにもB先生の論説のように読めますよ！「これは『引用』とはならないですよ。」	講演などで自分の主張を補強や補充するためであれば、他人の論文などの一部を利用してもよいとされています。これを「引用」といい、利用される論文の著者の許諾を得る必要はありません。 引用するためには、報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること、引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること、などの条件を満たす必要があります。

発問例	発問に対する解答例	対象
他人の著作物を許可なく利用できるのは、どのようなときですか？	他人の著作物を許可なく利用できるルールを「権利制限規定」といいます。 例えば、学校の授業で小説や新聞記事のコピーを使う場合、許諾は必要ありません。	中学・高校向け 発展版
他人の著作物を自由に利用できるときは、どのようなことに気をつけたらよいですか？	例：学校の授業で先生が小説をコピーして配布するときは、小説の題名や作者名など出所を明示する必要があります。	中学・高校向け 発展版
引用するときの注意点は何か？	「著作権解説集」の中の「キーワード解説集」をご覧ください。	中学・高校向け

②：資料の確認

B：マンガのキャラクターを使おうとしている

クイズ	間違えるとこんなことに・・・	クイズの解説
B先生が資料に使おうとしているマンガのキャラクターの著作権処理は誰がやるべきなのでしょう？ × 1. 講演会の主催者（地域振興課） ○ 2. 講演者（B先生）	漫画家の事務所から連絡 「著作権使用料がかかりますよ。ご請求書は地域振興課にお送りしてよろしいですか？」 作太郎「B先生に請求できるかな。。。」	キャラクターの絵など著作物を利用する場合、原則、利用する人が著作権者に許諾を得て必要であれば使用料を支払います。 今回の場合、講演を行うB先生の資料の中でキャラクターを使用するので、B先生が許諾を得るのが原則です。今回のようなケースが起こらないよう、資料などに他人の著作物を使用する場合の対応について取り決めておくことが重要です。

発問例	発問に対する解答例	対象
他人の著作物を自由に利用できるときは、どのようなことに気をつけたらよいですか？	例：学校の授業で先生が小説をコピーして配布するときは、小説の題名や作者名など出所を明示する必要があります。	中学・高校向け
美術の授業で先生が先輩の優秀絵画作品をみんなに紹介することがありますね。 その絵を描いた先輩に断りなく紹介してもいいですか？	その先輩の了解を得てみんなに紹介するようにします。 照れるから紹介してほしくない人もいるかもしれないからです。	中学・高校向け

③：記録して活用

A：講演録を作ろう

クイズ	間違えるところなことに・・・	クイズの解説
講演録を作るにあたり、勝手に講演の内容を要約してしまっているのでしょうか？ × 1. 主催者なので勝手に要約してもよい ○ 2. 要約する際は、講演者の許諾が必要	講演したB先生から苦情 「どうして事前に確認させてくれなかったんだ？大事な部分が抜け落ちてしまっているじゃないか。。。」	講演内容は著作物ですので、B先生には、講演内容を無断で複製したり要約されない権利があります。今回のように講演録を作ることやその内容を要約するときは、事前に講演者の先生に許諾を得る必要があります。また、要約したものは講演者にチェックしてもらってから、ホームページに掲載するなどして利用しましょう。

発問例	発問に対する解答例	対象
講演会やパネルディスカッションの様子をブログやツイッターに載せることと、様子をYouTubeに載せることの違いは何ですか？	ブログやツイッターに短い記事を載せるときは対象者の許諾は必要ありませんが、YouTubeなどに動画を載せるときは対象者の許諾が必要です。	中学・高校向け
先生はよく、教科書を読みながら勝手に自分の感想を挟むことがありますが、これも”勝手な要約”になりますか。	感想は”勝手な要約”ではありません。	中学・高校向け

③：記録して活用

B：DVDにダビングして知人にあげよう

クイズ	間違えるところなことに・・・	クイズの解説
<p>パネルディスカッションの様子を観衆が撮影し、DVDにコピーして、親戚や友人に配ってもいいのでしょうか？</p> <p>× 1. 自分が観たり親しい友人数人に配る目的なら自由に撮影してもよい ○ 2. 主催者が規則を設けているならば、それに従うべき</p>	<p>他の観客が不安になる。 「撮影禁止なのに勝手に撮影している人がいるわ(困)」「写されたくない人もいるかもしれないのに」</p>	<p>個人的に使用する目的であれば著作物を複製(今回のケースではパネルディスカッションの撮影)することはできません。しかし主催者が、講演会の円滑な進行や出演者への配慮などの理由から、「撮影禁止」など一定の規則を示していれば、それに従う必要があります。</p>

発問例	発問に対する解答例	対象
<p>講演が始まる前の様子や、会場外の雰囲気記録として残すための撮影もまずいのですか？</p>	<p>人によっては不快に思うでしょう。「撮影禁止」となっている場合はやめましょう。</p>	<p>中学・高校向け</p>
<p>講演会やパネルディスカッションの様子をブログやツイッターに載せることと、YouTubeに載せることの違いは何ですか？</p>	<p>ブログやツイッターに記事を書き載せるときは対象者の許諾は必要ありませんが、YouTubeなどの動画を載せるときは対象者の許諾が必要です。</p>	<p>中学・高校向け</p>
<p>学校では、記録のために授業の様子を撮影することがあります。この映像を学校の外で発表する場合、写っている生徒は権利を主張することができますか。</p>	<p>この場合、生徒には「肖像権」があります。映像を公開されたくない場合は、先生に相談しましょう。</p>	<p>中学・高校向け</p>